○国土交通省告示第八百三十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十二において準用する第二十六条の十一の規定により、同法第二十七条の三十一第三項第二号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第二十七条の三十二において準用する第二十六条の二十三第二号の規定により、公示する。

令和七年八月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録番号　1

二　登録経営状況分析機関の名称　一般財団法人建設業情報管理センター

三　変更後の代表者の氏名　加藤　秀生

○国土交通省告示第八百三十二号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和七年八月二十一日

国土交通大臣　中野　洋昌

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二四六〇号	大矢　賢太	茨城県	令和七年八月六日	島原海湾水先区
第二四六一号	酒井　明彦	千葉県	令和七年八月六日	佐世保水先区

○関東地方整備局告示第百八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
長野県東筑摩郡生坂村九〇一八番一から同村大字東広津一三一五六番一まで	前	八・五〇～八・五〇	五五・〇〇メートル	三・九六〇キロメートル
	後	八・五〇～八・五〇	一一〇・〇〇メートル	三・三六〇キロメートル
	BA	八・五〇～八・五〇	五五・〇〇メートル	三・九六〇キロメートル

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

○関東地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年八月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十一日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
野田市柳沢新田字稲荷前八五番一〇から同市柳沢新田字稲荷前八七番五まで	前	二二・五五～二八・一八メートル	〇・〇七四キロメートル
	後	二一・九三～二七・五三メートル	〇・〇七四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○中国地方整備局告示第五十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和七年八月二十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

第1　起業者の名称　島根県

第2　事業の種類　二級河川三隅川水系矢原川ダム建設工事

第3　起業地

1　収用の部分　島根県浜田市三隅町矢原地内

島根県益田市美都町久原、丸茂及び宇津川地内

2　使用の部分　なし

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1　法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、浜田市三隅町及び益田市美都町地内に施行する「二級河川三隅川水系矢原川ダム建設工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、二級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2　法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、河川法第10条第1項の規定に基づき都道府県知事が行うものとされている。起業者である島根県は、既に本件事業を開始しており、予算上の措置も講じられていることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第3号の要件への適合性

(1)　得られる公共の利益

二級河川三隅川水系三隅川（以下単に「三隅川」という。）は、その源を浜田市弥栄町と同市金城町界の山脈に発し、途中、二級河川三隅川水系矢原川（以下単に「矢原川」という。）、井川川等の支川を合わせながら流下し、浜田市三隅町市街地を貫流した後、日本海に注いでいる。三隅川の流域面積はおおよそ230㎢で、その流域は浜田市、益田市に属している。

三隅川は河積が狭小なため、古くから一度洪水になると各所で溢水氾濫し、家屋、道路及び水田の浸水等の被害を受けてきたために、以前から様々な治水対策がなされてきた。昭和18年から昭和33年の連続災害を契機として、昭和34年から浜田市弥栄町大字木都賀に砂防ダムを建設し、昭和36年にこれを完成させるが、その後も昭和37年及び昭和40年と被災し、昭和44年度には河口部の河川局部改良工事を実施するも、昭和47年7月には梅雨末期の集中豪雨により多大な被害を受けた。さらに昭和58年7月の梅雨前線豪雨では総雨量500mmを超え、三隅川流域で死者33名、家屋被害2,080戸の甚大な被害を受けた。

このような状況に対処するため、三隅川水系河川整備基本方針（平成20年5月策定）及び三隅川水系河川整備計画（平成20年12月策定）において、100年に1回程度の確率で発生する洪水を対象とし、基準点三隅大橋における基本高水のピーク流量を2,440㎥／秒と定め、そのうち840㎥／秒を、本件事業を含む流域内の洪水調節施設により調節し、計画高水流量を1,600㎥／秒とすることとしている。本件事業は、矢原川ダム地点において最大となる流入量590㎥／秒のうち370㎥／秒の洪水調節を行うため、6,700,000㎥の容量を確保することとしている。

本件事業の完成により、河川整備計画に定める計画規模の洪水に対応することが可能となり、三隅川流域における洪水被害を軽減させ、流域内住民の生命及び財産の保全に大きく寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。